

業務委託契約に係る企画提案方式（プロポーザル方式）による公募について（公告）

次のとおり企画提案方式（プロポーザル方式）により受託者を公募します。

令和 8 年 2 月 10 日

香川県知事 池 田 豊 人

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 令和 8 年度大学生等対象企業見学会開催業務
- (2) 委 託 期 間 契約締結日～令和 8 年 12 月 28 日（月）までの間
- (3) 契約限度額 3,600,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 業 務 内 容 別添「令和 8 年度大学生等対象企業見学会開催業務委託仕様書」のとおり

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 11 年香川県告示第 787 号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 香川県税に滞納のない者。（香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号）第 180 条第 2 項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていない者は、香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。ただし、県税の納税義務がない者（任意団体など）を除く。）

3 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知

(1) 応募方法

ア 提出書類

次の書類を各 1 部提出してください。

- ① 応募意思表明書（様式 1）
- ② 応募者の概要が分かる書類（会社案内、パンフレット等でも可）
- ③ 香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号）第 180 条第 2 項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていない者は、香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明）。ただし、県税の納税義務がない者（任意団体など）を除く。

イ 提出方法

アの①②については、持参、郵送又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールで提出する場合は、PDF 形式に限る。また、③については、持参又は郵送により提出するこ

と。

ウ 受付期間・受付時間

【持参の場合】

(受付期間) 令和8年2月10日(火) から令和8年2月20日(金) まで

(受付時間) 8時30分～12時、13時～17時15分(土・日曜、祝日を除く)

【郵送又は電子メールの場合】

(受付期間) 令和8年2月10日(火) から令和8年2月20日(金) 17時15分まで

(2) 応募意思表明書等を提出した者全員に対し、2月25日(水) までに応募資格の確認結果を郵送又は電子メールで通知します。

(3) 応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。

(4) 応募意思表明書提出後に提案を辞退する場合は、辞退届(様式2)を提出してください。

4 説明会

本業務の企画提案に係る説明会は開催しません。

5 業務に関する質問の受付と回答方法

(1) 業務に関する質問がある場合は、質問書(様式3)を香川県就職・移住支援センターに電子メールで提出してください。

(受付期間) 令和8年2月10日(火) から令和8年2月25日(水) 17時15分まで

(2) 令和8年2月27日(金) までに、応募資格要件に適合する者全員に電子メールにて回答します。

6 企画提案書等の提出

応募資格要件に適合した者は、香川県就職・移住支援センターに企画提案書等を提出してください。

(1) 提出書類

ア 企画提案書 5部

1部は法人名を記載し、残り4部は法人名等を特定できないようにする。

企画提案書の様式は自由とするが、A4版、片面印刷とする。

また、ページ番号を記載する。

イ 見積書 5部

1部は法人名及び代表者の職氏名を記載する。残り4部は法人名等を特定できないようにする。

提案内容に関する必要経費(人件費や運営費、広告費等)について、単価や数量を示して具体的に見積もってください。

ウ 出席者名簿 1部(様式4)

エ 働き方改革及び女性活躍等を推進する企業または障害者雇用に関する優良な取組みを行う企業として認定等を受けている場合は、その認定書等の写し(別添「令和8年度大学生等対象企業見学会開催業務委託先選定審査基準(以下「審査基準」という。)」の別表「調達時における働き方改革及び女性活躍等推進企業並びに障害者雇用優良企業の評価基準」参照) 1部

(2) 企画提案書の内容

企画提案書は、次の点に留意して作成してください。

- ① 「大学生等対象企業見学会開催業務委託仕様書」及び審査基準を参照すること。
- ② 提案内容は、審査基準のどの項目に該当するか容易に判断できるよう記載すること。
- ③ 本業務を実施するための人員・組織体制について記載すること。また、全体のスケジュール及びその進行管理方法、状況の報告方法等について記載すること。
- ④ 過去に類似の事業を実施した実績があり、事業を適切に遂行するためのノウハウを有していることを、具体的に記載すること。

(3) 提出期限及び受付時間

提出期限：令和8年3月6日（金）17時15分（郵送可。必着）

受付時間：8時30分～12時、13時～17時15分（土・日曜、祝日を除く。）

7 契約予定者の選定方法

(1) 選定方法

応募者から提出された企画提案書等の内容を「令和8年度大学生等対象企業見学会開催業務委託先選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査の上、得点（選定委員会の各委員が、審査基準に基づき採点した点数の合計）の最も高い応募者を契約予定者として選定します。なお得点の最も高い応募者が2人以上いる場合は、選定委員会で協議の上、契約予定者を選定します。

(2) プレゼンテーション

選定委員会の審査においては、応募者のプレゼンテーションによる提案内容の説明を実施し、終了後に審査委員が質問を行います。提案内容の説明は、本業務を実施する時の責任者が行ってください。なお、プレゼンテーションの日時や場所は、企画提案書等の提出締切後に、別途通知します。

(3) 審査結果の通知

審査の結果については、応募者全員に文書で通知します。

8 審査基準

審査は、各評価項目について評価基準による5段階評価とし、選定委員会の3名の委員が評価した結果の合計点を各提案者の得点とします。なお、選定にあたっての下限の点数は、180点（総得点の60%）とし、この点数を満たす企画提案がないときは、候補者なしとします。

9 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- ① 提出書類受付期限までに所定の書類（電子データを含む。）が整わなかったとき。
- ② 提出書類に記載すべき内容を記載していないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

10 留意事項

- (1) 本公募は、その契約に係る予算が令和8年2月香川県議会定例会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときにその効力が生ずるものとします。
- (2) 提出された企画提案書等の取扱いは次のとおりとします。
 - ① 提出された企画提案書等は選定のみに使用します。
 - ② 提出された企画提案書等は返還しません。
- (3) 応募又は企画競争参加に係る費用は、すべて応募者の負担とします。

11 契約書作成の要否

要します。

12 電子契約の可否

- (1) 可とします。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

- (2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を契約の候補者選定後の見積書提出時に電子メールにより提出してください。
- (3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

13 スケジュール

2月10日（火）	公告開始
2月20日（金）	公告終了・応募意思表明書受付締切
2月25日（水）	質問の受付締切、応募資格要件の確認結果通知
2月27日（金）	質問の回答
3月6日（金）	企画提案書等の受付締切
3月19日（木）	選定委員会（予定）
3月23日（月）	審査結果通知（予定）
3月24日（火）	見積書の徴収（予定）
4月1日（水）	契約締結（予定）

14 応募・照会先

〒760-0019 高松市サンポート2番1号 マリタイムプラザ高松2階

香川県就職・移住支援センター（ワークサポートかがわ） 担当者：飯間

TEL：087-802-4700 E-mail：uturn@pref.kagawa.lg.jp

受付時間：8時30分～12時、13時～17時15分（土・日曜日、祝日を除く。）